

国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(契約期間)</p> <p>第12条の3 特定外国語担当教員の契約期間は、5年以内とし、通算5年の期間を限度として、更新することができる。</p> <p>(中 略)</p> <p>第5章 特定病院助教</p> <p>(職務内容)</p> <p>第14条 } (略)</p> <p>(俸給) }</p> <p>第15条 }</p> <p>2 }</p> <p>(準用)</p> <p>第16条 第6条の2、第7条第1項及び第2項並びに第12条の3の規定は、特定病院助教に準用する。この場合において、第7条第2項の規定中「第20条（国立大学法人京都大学教職員特殊勤務手当支給細則（平成16年4月1日総長裁定）第12条に規定する麻酔手当、第13条の2に規定する緊急手術等手当、第13条の3に規定する全学海外拠点勤務手当及び第13条の5に規定するICU勤務医手当を除く。）」とあるのは「第20条（国立大学法人京都大学教職員特殊勤務手当支給細則（平成16年4月1日総長裁定）第12条に規定する麻酔手当、第13条の2に規定する緊急手術等手当及び第13条の5に規定するICU勤務医手当を除く。）」と読み替える。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(契約期間)</p> <p>第12条の3 (同 左)</p> <p>第5章 特定病院助教</p> <p>(職務内容)</p> <p>第14条 } (同 左)</p> <p>(俸給) }</p> <p>第15条 }</p> <p>2 }</p> <p><u>第15条の2 特定病院助教の契約期間は、10年以内とし、通算10年の期間を限度として、更新することができる。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第16条 第6条の2並びに第7条第1項及び第2項の規定は、特定病院助教に準用する。この場合において、第7条第2項の規定中「第20条（国立大学法人京都大学教職員特殊勤務手当支給細則（平成16年4月1日総長裁定）第12条に規定する麻酔手当、第13条の2に規定する緊急手術等手当、第13条の3に規定する全学海外拠点勤務手当及び第13条の5に規定するICU勤務医手当を除く。）」とあるのは「第20条（国立大学法人京都大学教職員特殊勤務手当支給細則（平成16年4月1日総長裁定）第12条に規定する麻酔手当、第13条の2に規定する緊急手術等手当及び第13条の5に規定するICU勤務医手当を除く。）」と読み替える。</p> <p>2・3 (同 左)</p> <p>附 則（令和6年達示第94号） この規則は、令和7年2月1日から施行する。</p>